

# 各委員提出資料

## 目 次

### 【全国学童保育連絡協議会】

真田事務局次長提出資料 . . . . . P . 1

### 【各委員提出資料】

奥山委員提出資料 . . . . . P . 3

尾崎委員提出資料 . . . . . P . 5

菊池委員提出資料 . . . . . P . 7

坂崎委員提出資料 . . . . . P . 9

中島委員提出資料 . . . . . P . 11

北條委員提出資料 . . . . . P . 13

## 学童保育(放課後児童クラブ)の量的な拡大と質的な拡充が図られる 国と自治体の公的責任による制度を要望します

【現状】学童保育を必要とする家庭が増えているにもかかわらず、入所できない家庭(潜在的な待機児童)が増えています。「地域にそもそも学童保育がない」「定員一杯で待機児童になっている」「保育料負担が厳しく、入所を断念して、子どもに我慢させている」「(大規模化や指導員の頻繁な入れ替わりなど)安心して預けられる学童保育になっていない」などなど、量的・質的な拡充が求められています。(詳しくは『学童保育情報 2010-2011』参照)

### 1 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」の危惧する点

#### (1) 「市町村の自由裁量に任せる」という考え方に対する危惧

- ・これまでの国の制度そのものが市町村任せで、格差ができる原因となっていました。
- ・市町村に財源を保障しても、学童保育に使われる保障はありません。
- ・学童保育と類似の「放課後の児童対策」を「一体的」「代わりに」実施することも、「市町村の自由裁量」となる危険があります。

#### (2) 「個人に対する利用保障の強化」は、「個人給付」を前提にしているのではないかと危惧

- ・学童保育の安定的な運営、子ども一人ひとりと子ども集団の安定的な生活を保障するためには、個々の運営主体任せではなく、市町村が責任を持って安定的に運営できる仕組みでなければなりません。各家庭への個人給付制度では安定的な運営はできません。

#### (3) 「指定事業者」「登録児童数に応じて」とすることによって、学童保育が「安定性・継続性・信頼性」を持って運営できなくなるのではないかと危惧

- ・「市町村の委託」などの関与がない「指定事業者」の仕組みの導入は、運営主体が変わりやすい制度(民間企業の撤退、指定期間が決められている指定管理者制度などはすでに問題となっている)になる可能性が高く、事業の「安定性・継続性・信頼性」の保障は望めません。特に、「安定性・継続性・信頼性」は、指導員の継続的勤務と保護者・子どもたちとの信頼構築で担保されます。保護者と指導員の信頼関係が構築しやすい仕組みにするべきです。
- ・「登録児童数に応じて」は、児童数の増減によって運営の安定性を欠く方法です。最も多くの経費割合を占めている指導員の配置基準に応じて、費用保障される仕組みが必要です。

### 2 現在の国の学童保育の制度の三つの問題点

#### (1) 学童保育を推進するための公的責任が弱い

→ 市町村の実施責任の強化を図ることが必要です

- ・現在の制度は「市町村の利用の促進の努力義務」のみです。  
「市の広報で児童募集があることを知らせる」だけでも良いことになっています。
- ・このことが、市町村間に量や質の格差が生じる原因となっています。

#### (2) 最低基準が決められていない → 一定の水準を確保する「基準」が必要です

- ・国の「放課後児童クラブガイドライン」はできましたが拘束力はありません。
- ・適正規模、生活の場にふさわしい施設の広さと設備、職員の十分な配置と体制、資格は、子どもの生活と育ちを守るために欠かせません。

### **(3) 国の補助金は奨励的であり、実際の運営費と比べても大きな乖離がある**

→ 学童保育を確実に保障するための「安定的で十分な財政措置」が必要です

- ・学童保育の量的拡大と質的拡充を図るには、市町村ががんばってくれることが肝心です。国として、市町村が積極的に学童保育を整備していく制度と予算措置が必要です。

## **3 児童福祉法改正による学童保育制度の拡充の要望**

### **(1) 児童福祉法を改正した学童保育の制度拡充を求めます。**

- 学童保育を「児童福祉施設（児童福祉法第7条）」として位置づけ、最低基準が法的にも明確にされた制度としてください。
- 市町村の利用促進の努力義務にとどめず、市町村の実施責任を強化した位置づけにしてください。児童福祉法の法文を市町村の責任が強化されるよう改正してください。
- 対象児童を、現在の法文の「おおむね10歳未満」ではなく、「小学生」としてください。
- どの地域、どの学童保育でも最低水準が確保される国の基準をつくってください。

### **(2) 「市町村任せ」ではなく、国と自治体が力をあわせた制度としてください。**

- 国としてのナショナルミニマムを保障する制度・仕組みとしてください。
- 「一般財源化」「一括交付金」ではなく、学童保育の拡充に確実に使われる財政保障としてください。

これまで、学童保育が約2万か所までに増えてきたのは、法制化し、補助金を増やすなど国としての一定の責任を果たしてきた結果です。しかし一方、国として最低基準などをつくらず「市町村任せ」や「運営主体任せ」にしてきたために、地域格差、学童保育格差と、劣悪な状況、問題点を多々生んできました。「市町村任せ」「運営主体任せ」ではなく、国としての責任を持った制度と財政措置とすることが、市町村を応援することになります。

### **(3) 「個人給付」ではなく「市町村事業」として位置づけた制度としてください。**

- 保育所や学童保育などの子どものための施設は、子どもの安定的な生活の保障と育ちを第一義的に考えた制度にするべきです。子どもたちが集団で生活し、相互に育ち合う関係づくりが保障されるためには、保育所や学童保育の運営そのものが、安定的・継続的・信頼感のある施設として営まれることが最も重要なことです。
- 児童福祉法には、「国及び地方自治体が保護者ととともに」児童を育成する責任を負っているという原則があります。市町村と運営主体と保護者と指導員が、力をあわせてよりよい学童保育をつくっていくことが保障される仕組み・制度にしてください。
- 「子ども・子育てビジョン」の目標である「5年後に30万人増の111万人」「7年後に160万人」に増やすこと、圧倒的多くの「潜在的な待機児童」に学童保育を保障するためには、市町村が主体となって整備していく以外に方法はありません。「個人の利用保障、権利保障を強める」といっても、その受け皿がすぐにできるとは考えられません。市町村が直接運営するか、父母会なども含めていろいろな団体等に委託する方法（3割にも及ぶ父母会運営の学童保育がある実態があるなかで）が現実的です。

### **(4) 学童保育と「放課後子ども教室」はそれぞれの目的・役割に即して拡充してください。**

- 学童保育と「放課後子ども教室」との「一体的な運営」（実施場所も人も同じにした運営）ではなく、それぞれの目的・役割に即して拡充し、学校や地域で豊かな連携が図られるような位置づけと仕組みが必要です。
- 「放課後子どもプラン」は、地域の子育て支援の中核となる児童館を中心に、各施設・各事業・各機関が連携を図りながら、「豊かに子どもが育つ地域づくり」の視点で推進していくことが必要です。学校施設内に放課後の居場所・遊び場を限定する必要はありません。

**1. 地域子育て支援拠点は、すべての子育て家庭のニーズと社会資源をつなぐ地域のインフラ的な役割を果たしている。多様な当事者のニーズと支援メニューをつなぐ人材の育成は急務。切れ目のない支援のためには、各家庭の事情に応じたコーディネートができる専任の人材に安定的財源の確保を！**

◆地域子育て支援拠点事業の4つの柱

①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進    ②子育て等に関する相談・援助の実施  
 ③地域の子育て関連情報の提供                      ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

●0歳～3歳未満児の約8割が保育施設以外で子育てをしているとともに、平成22年版子ども・子育て白書によると、**保育所待機児童数のうち低年齢児(0～2歳)が全体の約82%**を占めている。待機児童数の中には、一気に保育所入所という選択でなく、一時預かりや再就職支援、家庭的保育といった段階的なメニューによって緩やかに解決できるケースも含まれている。

産前・産後、保育所、幼稚園、放課後児童と**切れ目のないサービスの提供を目指す**にあたり、0～3歳未満児の子育て家庭に身近にアクセスできる地域子育て支援拠点の果たす役割は大きい。

「**子育ての最初の一步**」を当事者ニーズに寄り添ってきめ細やかにコーディネートすることが、発達不安、虐待、待機児童問題といった**個々の喫緊の課題**に本当に必要なサービスを見極める機会にもなっている。

■年齢区分別待機児童数

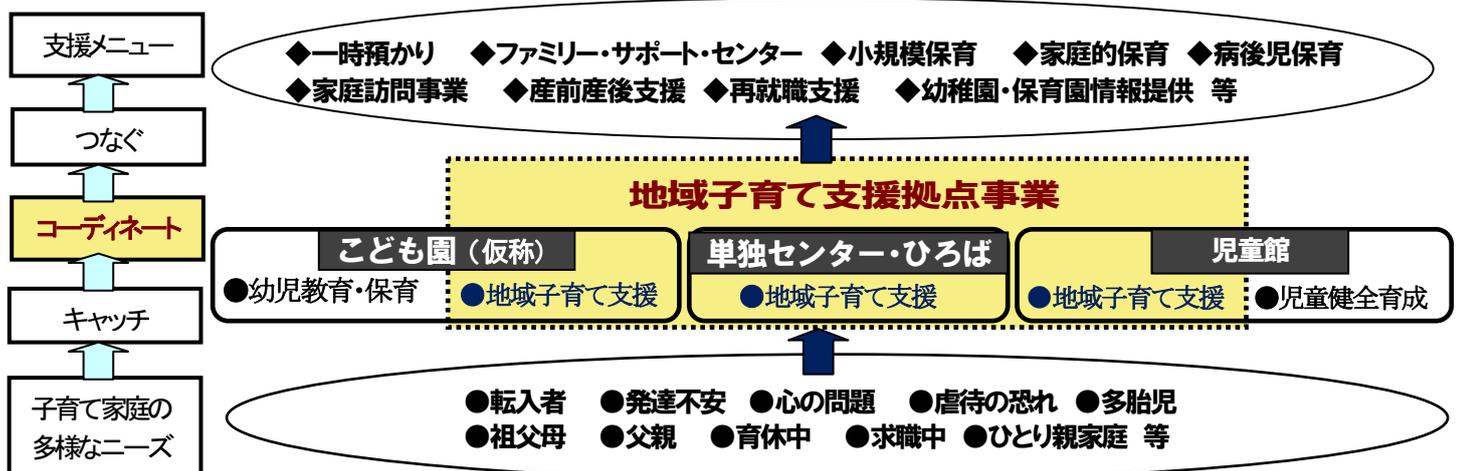
2009年4月1日現在

|            | 利用児童数      |        | 待機児童数   |        |
|------------|------------|--------|---------|--------|
|            | 人数         | 割合     | 人数      | 割合     |
| 低年齢児(0～2歳) | 709,399人   | 34.8%  | 20,796人 | 81.9%  |
| うち0歳児      | 92,606人    | 4.5%   | 3,304人  | 13.0%  |
| うち1・2歳児    | 616,793人   | 30.2%  | 17,492人 | 68.9%  |
| 3歳以上児      | 1,331,575人 | 65.2%  | 4,588人  | 18.1%  |
| 全年齢児計      | 2,040,974人 | 100.0% | 25,384人 | 100.0% |

(平成22年版 子ども・子育て白書より)

●多様な子育て家庭が利用する地域子育て支援拠点は、地域の核となって**当事者のニーズをキャッチ**し、相談援助、情報提供、諸機関との連携など、適切な子育て支援事業や社会資源につなぐ**コーディネート機能**を持っている。また、NPOなどの市民が協働して担うことで、**行政だけでは担えない柔軟な対応**にも力を発揮することができる。

●地域子育て支援拠点において、多様な**民間／公的な子育て支援メニュー**の中から、各子育て家庭がどのようなサービスをどう選択すれば良いのかをサポートするには、中学校区から小学校区に**専任の子育て支援コーディネーター**を設置し、安定的な財源で支える必要がある。



## 2. 個人給付の枠組みでの一時預かりは、安心して祖父母に預ける感覚で実施できる環境が必要。

地域子育て支援における一時預かりは、日頃通いなれた場所で信頼して子どもを預けられる親の心の安定とともに、子どもの発達にとっても大事な育ち合いの場となっている。祖父母のような身近な感覚でちょっと預けることができる場所が行き詰った親子の関係に第三者が介在する機能も果たしている。

### 地域子育て支援拠点における一時預かり利用者の声 (利用者アンケート・0123育ちの詩応募作品より抜粋)

- ・一時預かりがなかったら今ごろ煮詰まってしまうている。子供と2人きりしていると、虐待しそうになる時がある。でも託児があるおかげで自分を取りもどす事が出来る。
- ・少しの時間でも母子が離れることで、意識していなかった負担を解消することができるようになった。
- ・安心して講座を受けたり病院へ行ったり、リフレッシュできた。
- ・子どもと二人でいる時間が辛く、まだ話せない息子を怒鳴ったり、体も心もコントロールできない時期がありました。スタッフの方に相談し、一時保育を利用しました。初めは子どもがかわいそうという気持ちがこみ上げて自分の時間をゆっくり過ごすことが出来ませんでした。何度か預けているうちに子どもと一緒にいるのが辛いという気持ちが和らいでいきました。素直に打ち明けることができ本当に良かったと思います。

## 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に対する意見について

平成 22 年 11 月 15 日

全国知事会 子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー  
高知県知事 尾崎正直

### ■放課後児童給付（仮称）について

#### （基本的な考え方）

- 保護者の就労を支援し、放課後に子どもが安全に安心して過ごせる環境を整備するとともに、健やかな育ちと豊かな学びを支援することが重要であることから、単なる保育サービスの提供という視点だけでなく、子どもの放課後の生活や学びをより充実させるといった視点に立った仕組みにすべきと考える。
- その際には、現行の放課後子ども教室推進事業は、地域の方々と様々な学びや交流ができるなど効果の高い取組みであることから、その趣旨を活かした仕組みにすべきと考える。

#### （サービスに要する費用の保障）

- 人口減少地域等にある小規模の放課後児童クラブにおいても、安定的な運営ができるようにするとともに、サービス内容（利用料、指導員の配置、支援内容など）に応じた費用を保障する仕組みにすべきと考える。

#### （基準の設定）

- 基準の設定については、児童数や利用者のニーズなど、それぞれの地域において状況が異なっていることから、地域の実情に応じた形で、サービス給付を確実に提供することができるよう、地方が裁量と創意工夫をもって担うことが可能な仕組みにすべきと考える。

#### （都道府県の役割）

- 現行の放課後児童クラブでは、設置状況やサービス内容が地域によって異なっており、今後量的拡大及び質の確保を図っていくためには、例えば、サービスの提供に関する市町村への支援や指導員の研修など、都道府県の役割は重要であることから、その役割を具体的に位置付けること。

### ■産前・産後・育児休業給付（仮称）について

- 産前・産後・育児休業中の現金給付の受給者の範囲の拡大や給付水準の引き上げは、収入面での不安が軽減され、育児休業等の促進につながるものと考えられる。
- 現金給付の一本化については、出産手当金と育児休業給付では保険制度が異なり、給付の水準や範囲などに違いがあることから、財源や実施主体のあり方などを含め、持続可能な制度となるよう、地方とも十分な議論を行うべきと考える。



# 基本制度WT第4回会合の議題に関する全保協の意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会

## 1. 産前・産後・育児休業給付(仮称)について

### (1) 「こども園(仮称)」利用が予定される者への事前認定の仕組み(予約枠等の確保)

事前に保育が必要となることが予測できる場合の対応としては、「こども園(仮称)」等を利用できることが就職や職場復帰の重要なポイントとなることから、できるだけ早期に利用する「こども園(仮称)」が決まることが望ましい。保護者、子どもの双方の負担に配慮した手続きとするには、妊娠期の早期から申請登録制を導入すべき。

## 2. 放課後児童給付(仮称)について

### (1) 放課後児童クラブの質的・量的拡大

子どもの育ちの連続性を保障するため、就学後においても養護を必要とする子どもの育ちを保障する必要がある。必要としている子ども(小1～3の子どもだけでなく、小4以降も)に質の確保された養護の提供をはかるため、放課後児童クラブの質的・量的拡大が急務である。

### (2) 質を確保するためのナショナルミニマムの設定

放課後児童クラブには最低基準がなく、厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」で「児童1人あたりおおむね1.65㎡の面積を確保することが望ましい」と規定するにとどまっている。長期休暇中は朝から夜まで放課後児童クラブで過ごす子どものことを考慮し、子どもの動作環境等の保障する視点から、少なくとも活動するスペースとして必要な面積の保障と、体調不良の際に静養するスペースをわけることのできる環境設定が必要である。

とくに、指定基準を設定し、指定制を導入するのであれば、国として子どもに保障する環境である最低基準(ナショナルミニマム)の設定が必要不可欠である。

### (3) 子どもの安全・安心を保障する環境の構築

必要とするすべての子どもが安心して放課後を過ごすことができるようにするためには、事業継続を可能とする仕組みとすることが不可欠であり、そのための財源の裏づけが必要である。また子どもの安全・安心を保障するため、耐震対策や事故対策、感染症対策を図る必要がある。

### (4) 適正規模の設定とそれが実際になりつつ仕組みの構築

「放課後児童クラブガイドライン」では「集団の規模はおおむね40人程度が望ましい」とされているが、実際には指導員の不足や規模をわけるための環境整備が難しいことなどから、大規模な放課後児童クラブが減少できない現状がある。子どもの安全・安心を図るためには、少なくとも小学校の学級人数程度の規模にする必要があるし、中教審の学級の小規模化の議論と連動させ、放課後児童クラブの小規模化も検討する必要がある。また、そのためには小規模化を図ることを可能とする運営費の保障が必要不可欠である。

### (5) 指導員等従事者の処遇改善

放課後児童クラブの指導員等従事者の多くは非正規雇用であり、働く条件も劣悪な状況にある。放課後児童クラブの質の確保を図るためには、子どもの命を守り、情緒の安定を図り、家庭や学校と連携をするという重要な役割を果たしている指導員等の処遇改善を図る必要がある。

# 子ども・子育て新システムに対する決議書

政府は、子ども・子育て新システムの具体的な仕組みの検討を行っているが、平成22年度日本保育協会全国保育所理事長・所長研修会の参加者の総意により、幼保一体化を含む保育制度改革について、次のことを決議し、関係方面への働きかけを展開することとする。

## 1. 幼保一体化について

☆現行保育制度の廃止には反対である。現行保育制度を堅持し、福祉的機能及び教育的機能を強化すること

- ・現行保育制度は、市町村の公的責任の下に養護と教育を一体とした質の高い保育を提供する優れた仕組みであり、現行保育制度の廃止には反対である。
- ・保育所と幼稚園は、目的・機能の違いから保育時間、利用の仕組み、価格設定等に大きな違いがあり、歴史的に築き上げた文化を激変させる拙速な改革は、現場の不安と混乱を招くことになる。

## 2. 保育制度改革について

☆保育制度改革は公的責任を堅持すること

- ・公正な入所等を確保するため、児童福祉法第24条に基づく公的保育制度を堅持・拡充すること。
- ・過度の競争原理が働く仕組みは適当でなく、公定価格が必要である。
- ・待機児童の解消のみを目的とする事業者指定制の導入は、認可外保育施設の設置を促進させ、保育事故など保育の質の低下に繋がる。

☆家庭や地域の子育て機能の低下を補完するために福祉的機能を強化すること

- ・家庭や地域の子育て機能の低下を補完し、保育所が地域のすべての子育て家庭を支援する役割・機能を充実強化すべきである。

☆保育の質の向上のために保育士の配置基準の改善と質の高い人材の養成・確保を図ること

- ・乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、子どもの生活時間の殆どを共にする保育者の配置基準の改善と質の高い保育士の養成・確保や処遇改善など人材確保対策の充実が必要である。

## 3. 国及び地方公共団体の責任を強化するとともに大幅な財源を確保すること

- ・現金給付と保育所等の子育て環境の整備とのバランスの確保が必要である。特に、都市部の待機児童の解消に目途が立たないままの改革は、保育に欠ける児童の入所が排除されるなど現場が混乱する恐れがある。従って、国及び地方公共団体が大幅な財源を投入し、保育所の緊急整備を実施すべきである。

平成22年11月12日

社会福祉法人 日本保育協会  
平成22年度全国保育所理事長・所長研修会参加者一同



## 「放課後児童給付（仮称）」に関する連合の考え方

日本労働組合総連合会  
総合政策局長 中島 圭子

連合は、質・量の両面から圧倒的に不足している放課後児童クラブ（学童保育）が、「子ども・子育て新システム」の中に位置づけられ、制度の在り方等について抜本的な改善の検討が行われる点を高く評価します。放課後児童クラブ（学童保育）・放課後子ども教室等の現状を踏まえ、スピード感ある取り組みが必要な課題と考えます。

同時に、「放課後児童給付（仮称）」の制度設計を検討に当たっては、以下の点に留意すべきと考えます。

### 記

#### 1. 現状と課題

##### （1）放課後児童クラブ（学童保育）の現状について

○放課後児童クラブ（学童保育）の状況及び地域のニーズについて、関係団体の調査で報告されているが、制度及び市町村の実施責任等が確立されていないことから、正確な統計調査の手段がない。自治体が実態把握できる仕組みが必要である。

##### （2）放課後児童クラブ（学童保育）の課題について

- 「小1の壁」といわれるように、保育所利用者が小学生になっても、連続性を持って受け入れられる学童保育サービスが必要である。現在、放課後児童クラブの空白自治体もあるが、特に都市部、子ども過疎の地域では学童保育の拡充は喫緊の課題となっている。
- 放課後児童クラブ（学童保育）、放課後子ども教室は、そのニーズと特性が異なる部分があることから、双方のニーズを勘案してその拡充、連携をはかるべき。
- 法的な枠組みや自治体の実施責任を明確にし、人、物、財源が担保される仕組み作りが急がれる。現状では、殆どの自治体が独自財源で手当しているが、ニーズに比して限界がある。また、事業者と直接契約のケースでは、実情の把握も困難。

#### 2. 新たな制度に向けて

##### （1）放課後児童クラブ（学童保育）制度の確立について

- 放課後児童クラブ（学童保育）を児童福祉法第7条の「児童福祉施設」として位置づけた上で、市町村に実施義務を設け、早急な基盤整備が必要。
- 「放課後児童クラブガイドライン」には法的拘束力が無いことから、面積や設備、指導員の配置基準、指導員の資格などに関わる最低基準を設け、質・量の向上を早急に図るべきである。

## (2) 放課後給付（仮称）のサービス保障の強化について

- 放課後児童クラブ（学童保育）は、保育所と同様のニーズに基づくものであることから、市町村の実施責任を明確にし、市町村が地域の実情に応じて学童保育サービスを提供できる必要がある。また、保育所からの連続性の確保が求められることから、保育時間等原則として、認可保育所と同様の仕組みが望ましい。これを前提に、学齢期固有の課題を検討していく。
- 放課後子どもクラブ（学童保育）は「留守家庭児童の放課後等の生活の場」であり、放課後子ども教室は「小学生の遊び場・居場所」である。すべての子どもを対象とするサービスは、学童保育の特性を踏まえ、単純なフラット化でなく必要な連携をはかるべき。
- 障害児や低所得世帯の子どもが、実質的に排除されることなく、すべての子どもを対象とした一般施策として実施できるよう、最低基準、運営基準の設定、財政措置など基盤整備を行う。
- 学齢期の子どものニーズには、地域差、個人差、成長段階に応じたニーズや個性等があることから、実施事業の内容については自治体及び実施事業者が、最低基準を元に柔軟に設計できることが望ましい。

## 3. 指導員の確保と処遇改善について

- 放課後児童クラブ（学童保育）で働く指導員の処遇を改善するとともに、専門職としての力量の向上のための資格制度や研修体系を整備し、人材確保と定着をはかるべきである。
- 現状、放課後児童クラブ（学童保育）で働く指導員の半数が年収 150 万円未満と低賃金であり、非正規職員の割合が 7 割を超え、3 年程度のサイクルで離転職が繰り返されている。人材確保が極めて厳しい状況にある。サービスの質の改善のために、処遇改善は急務である。

## 4. 財政措置等について

- 放課後児童クラブ（学童保育）の質・量の拡充、及び障がい児等を含む希望するすべての子どもの入所を保障するため、施設整備に関する補助の一層の拡充を検討すべきである。
- 小学校 4 年生以上の児童館事業や放課後子ども教室についても、地域の子どもの放課後の居場所、遊び場として、必要な財源を投入すべきである。  
なお、この際、受け入れ施設（ハード）の整備が困難な場合には、小学校の空き教室や公的施設の利用がよりスムーズにできるよう条件整備を行ってはどうか。

以上

### 参考資料(別紙)

1. 「学童保育サービスの環境整備に関する調査研究—概要—」（2010/3/17 国民生活センター）
2. **参考1**：「学童保育の現状（写真）」（2010/10 自治労社会福祉評議会保育部会学童保育グループ）
3. **参考2**：「学童保育と放課後子ども教室の関係」（2009/10 同 上）
4. **参考3**：「学童保育の新たな制度設計素案（現行との対照表）」（2009/10 同 上）
5. **参考4**：「放課後児童クラブの労働環境の改善を（リフレット）」（2008/10 同 上）

平成 22 年 11 月 15 日

子ども・子育て新システム検討会議  
基本制度ワーキングチーム 意見書

全日本私立幼稚園連合会  
北條 泰雅

- 1 学校教育法第 1 条の幼稚園の改正を前提とする「幼保一体化」構想には絶対に反対である。
  - ・ かつて幼稚園・保育所の二元行政を行っていた国では、幼児期からの教育の重要性に鑑み、教育の視点を第一義として統合を行ってきた。幼児期の教育は学校教育としての明確な理念のもとに統合が行われたという各国の歴史的教訓を日本は学ぶべきである。
- 2 幼稚園制度の廃止を前提とする「幼保一体化」構想には絶対に反対である。
  - ・ 今回の「幼保一体化」構想は、保育所制度改革をその起源としており、日本の子どもがどのような育ちをするべきかといった本質論に欠けている。このような状況のもとで、拙速に制度のみを無理に変えるのではなく、確実な歩みをするべきである。そのためには、現行法制度を最大限生かした改革を第一歩とするべきである。
- 3 保護者が機関を選択できる制度とするべきである。
  - ・ 「こども園（仮称）」という言葉が独り歩きし、幼稚園も保育所も均質な「こども園（仮称）」に強制的に移行させられるというイメージが先行している。そのことが、幼稚園在園の保護者にも、保育所在園の保護者にも不安感を醸成している。現実に幼稚園や保育所は多様なニーズに応じて多様な形態が存在している。自由主義社会においては、多様な選択が認められる制度とするべきであり、法律により強制的に移行させられるようなことがあってはならない。
- 4 都道府県・国の責任も明確にするべきである。
  - ・ 幼児教育の質の低下をきたさないよう国が、『客観的な基準』を定めるとともに、都道府県が関与する広域的なシステムを構築するべきである。

<裏面へ続く>

## ○こども園（仮称）への一体化の問題点

### 1. 学校としての質が設置基準において低下する。

現行幼稚園設置基準は、厳守すべき最低基準である。幼稚園は環境を通じた教育を行っており、教育内容は環境の構成によって示される面が大きい。

中教審の提言をふまえ、小学校以上の学校における学級編制及び教職員定数の改善についてはその方向が定まり、幼稚園についても今後同様の改善が期待されている。

### 2. 一律にこども園（仮称）とされることにより、現在認められている私立学校としての多様性が破壊され、国民の選択の自由が著しく損なわれることとなる。

- ・子どもにとって質の高い、学校教育としての幼児教育の概念を、具体的に示すべきである。
- ・子どもにとって質の高い保育時間とは如何にあるべきか、11時間とか13時間の保育は、子どもの最善の利益の観点から、一般化されてはならない。
- ・病児・病後児保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービスについても、前項の観点から一般化されてはならない。
- ・夏休み等の長期休業期間を、教育の観点からどう位置づけるのか、学校教育体系全体の中で熟議されるべきである。
- ・幼稚園の現行教育週数39週以上（学校教育法施行規則第37条）の規定は、当然維持されるべきである。変更の必要があるならば、学校教育体系全体の中で合理的な説明が必要となる。

### 3. 「新成長戦略」がいう「人づくり」の視点を欠いたまま、制度や給付の議論を行うことは、順序が逆である。幼児教育重視を国家戦略に位置づけ、幼児教育への公的支出をOECD諸国並みに高める努力を行いつつ、わが国の子どもたちがいまより幸せになるために、家庭はどうあるべきか、企業は、地域社会は、そして学校がどうあるべきか国民的議論を直ちに始めるべきである。